

○男鹿地区消防一部事務組合職員 の健康診断補助金交付要綱

平成 19 年 4 月 1 日

要 綱 第 1 号

改正 平成 21 年 3 月 30 日 要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、男鹿地区消防一部事務組合職員の福利厚生の一環として、予算の定めるところにより健康診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、職場における職員の健康を確保することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)で、総務課長の許可を得て人間ドック、脳ドックを受診した者とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、秋田県市町村職員共済組合が実施する助成制度に準ずるものとし、概ね次のとおりとする。

(1) 人間ドック

入院コース 40,000 円

日帰りコース 25,000 円

(2) 脳ドック 30,000 円(一部医療機関 20,000 円)

(補助金交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出するものとする。

(1) 領収書（全額を医療機関に支払う。）

(2) その他管理者が必要とする書類

(補助金の決定及び交付)

第 5 条 管理者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に基づき交付決定をしたときは、請求書を提出させ補助金を交付することとし、補助金交付決定通知書の交付は省略する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行日の日以後に受診した人間ドック及び脳

ドックについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合
管理者 様

申請者 所 属
職氏名 印

補助金の交付について(申請)

男鹿地区消防一部事務組合職員の健康診断補助金要綱第 4 条の規定に
基づき、下記のとおり交付申請します。

記

補助金名称 男鹿地区消防一部事務組合職員の健康診断補助金

補助金額 円

補助内容(該当に○印) 人間ドック 脳ドック

実施期日 平成 年 月 日 ~ 月 日 まで

添付書類 領収書(別紙)

平成 年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合
管理者 様

請 求 書

住所

氏名

印

男鹿地区消防一部事務組合職員の健康診断補助金を次のとおり請求します。

金 額

円

振込先